10　施行令第二十七条の四第十三項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十三項第二号に規定する大学等（以下この条において「大学等」という。）の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

11　施行令第二十七条の四第十三項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十三項第三号に規定する他の者（第十九項第二号イ及びロにおいて「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の実施場所
五　当該試験研究の用に供される設備の明細
六　当該試験研究に直接従事する研究者の氏名
七　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

12　施行令第二十七条の四第十三項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究の実施場所

13　施行令第二十七条の四第十三項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第六号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る大学等の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名
四　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

14　施行令第二十七条の四第十三項第七号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

15　施行令第二十七条の四第十三項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第七号に掲げる試験研究（以下この項及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。
二　前号の拠点において、当該試験研究を行うために必要な設備を有していること。
三　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わないこと。

16　施行令第二十七条の四第十三項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該試験研究の目的及び内容
二　当該試験研究の実施期間
三　当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十三項第七号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
四　当該試験研究の主要な部分について、再委託を行わない旨
五　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

17　施行令第二十七条の四第十三項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第八号に規定する知的財産権（次号及び第二十項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う同条第十三項第八号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容
二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第十三項第七号に規定する中小事業者等（第二十項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

18　施行令第二十七条の四第十四項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。
一　施行令第二十七条の四第十三項第一号に掲げる試験研究　法第四十二条の四第六項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十三項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る同号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は施行令第二十七条の四第十三項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額
二　施行令第二十七条の四第十三項第五号に掲げる試験研究　法第四十二条の四第六項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額
三　施行令第二十七条の四第十三項第九号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち、法第四十二条の四第六項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

第二十条第二十五項中「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十七条の四第二十項の」を「第二十七条の四第十九項の」に改め、同項第四号中「含む事業年度」の下に「（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）」を加え、「前三年以内に開始した各事業年度（当該開始の日前三年以内に開始した」を「（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に開始し、又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規